



こども家庭庁発足

こども家庭庁発足

(家庭基礎 p.57, 家庭総合 p.68)

2023年に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の構築です。子どもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、子どもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいます。具体的には、①こども政策の司令塔として、少子化対策など多くの省庁が関係する施策を総合調整していくこと、②省庁の縦割りを打破し、新しい政策課題や隙間事案に対応していくこと、③保育、母子保健、虐待防止、こどもの貧困、障害児支援など、こどもや子育て世帯への支援として約5兆円の予算を執行していくこと、を3つの柱としてさまざまな施策を進めています。

【こども家庭庁6つの基本理念】

こども家庭庁では、こどもの最善の利益を図るための司令塔として、こどもや若者、こどもたちを育て、支えている人の声をまんなかに据えた政策を進めていくことをミッションとしています。このミッションを果たすため、こども基本法に定められた6つの基本理念をもとに、こども政策を推進しています。

基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども家庭庁と保育所、認定こども園、幼稚園

こども家庭庁では、小学校就学前の子どもの健やかな成長に必要な環境の確保のため、保育所、認定こども園などの整備とともに、教育・保育の質の向上のための取り組みや、保育士などの人材育成・確保を通じて、就学前の全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいます。

こども家庭庁発足により、保育所と認定こども園については、こども家庭庁が管轄することとなりました。なお、認定こども園については、学校教育法上に位置づけられている幼稚園について文部科学省と各種法体系の連携を図っています。